

鳥取県水産試験場印刷物広告事業取扱要領

この要領は、鳥取県広告事業実施要綱（平成19年2月16日付第200600171610号総務部長通知。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、鳥取県水産試験場（以下「水産試験場」という。）が実施する広告事業に関し必要な事項を定めるものとする。

1 広告事業の種類

広告事業は、水産試験場が作成する印刷物を対象とする。

2 広告を掲載する印刷物等

広告を掲載する印刷物、広告の規格、広告掲載料等は水産試験場長が別に定めるものとする。

3 広告の基準

- (1) 広告の内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので県民に不利益を与えないものとし、要綱第5条の規定によるものとする。
- (2) 前項に該当するもののほか、水産試験場長が適当でないとする広告に掲載しない。

4 広告の募集

- (1) 広告の募集は、原則として水産試験場のホームページにより行うものとする。
- (2) 前項の規定による募集は、水産試験場長が必要と認めるときにその都度行うものとする。

5 広告掲載の申込み

- (1) 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、水産試験場印刷物広告事業申込書（様式第1号）に広告の内容が分かるものを添付し、持参、郵送、電子メール、ファクシミリの方法により、水産試験場長に申し込むものとする。
- (2) 水産試験場長は前項による申込みがあった場合において、必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

6 広告掲載の決定

- (1) 水産試験場長は、5の規定による申込みがあったときは、3の規定に基づき、当該申込みの内容について審査し、広告の掲載者（以下、「広告主」という。）を決定する。この場合において、応募者が掲載予定数を上回るときは、申込みの順により広告主を決定するものとする。
- (2) 水産試験場長は、前項の規定により広告主を決定した場合は、書面により通知するものとする。

7 広告原稿の作成及び提出

- (1) 広告主は3の規定に基づき、広告原稿（完全原稿とする。）を作成し、水産試験場長が指定する日までに、その指定する場所に提出するものとする。
- (2) 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- (3) 水産試験場長は、(1)の規定により提出された広告原稿の内容等が、3の規定に違反しないことについて審査を行い、違反すると判断した場合は、広告主に対して内容の修正を指示することができるものとする。
- (4) 印刷物の作成過程において、校正を1回行うこととする。

8 広告掲載料の納付について

広告主は、水産試験場長が別に定める広告掲載料を、水産試験場長が発行する納入通知書により、その納期限までに一括して前納するものとする。

9 広告掲載の取り消し

(1) 水産試験場長は次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

ア 7の(1)の規定により指定された日までに広告原稿が提出されないとき

イ 7の(3)の規定に基づく修正の指示に従わないとき

ウ 8の規定により指定された日までに広告掲載料が納付されないとき

エ 3の規定に反すると判断したとき

(2) 水産試験場長は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合には、広告主に対し取消理由を付した書面を通知するものとする。

10 広告主の責務

(1) 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

(2) 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(3) 広告内容等が虚偽であることが判明した場合で広告の表示を中止するときは、これに伴う経費は広告主が負う。

11 裁判管轄

この要領に定める広告掲載に関し裁判上の紛争が生じた場合は、境港市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

12 協議

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、水産試験場長と広告主の双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

13 雑則

この要領に定めるもののほか、広告事業の実施に関して必要な事項は、水産試験場長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月6日から施行する。